

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 法人税基本通達の改正・通常の利率は3.5%に

Q : 借地権設定時の特別な経済的利益を計算する際の通常の利率が引き下げられたようですが、何%になったのでしょうか。

A : 4.5%から3.5%に引き下げられました。

【解説】

このほど改正された法人税基本通達では、借地権設定時の特別な経済的利益を計算する際の通常の利率が年4.5%から年3.5%に引き下げられています。

この改正は、平成13年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税から適用されることとされていますので、平成14年3月期の申告の際には注意が必要です。

借地権の設定に際し、権利金を授受する取引慣行がある場合、権利金の授受を行う代わりに土地の貸し手が土地の借り手から無利息借入れ等の有利な借入れを受けてその分を穴埋めするということがありますが、この無利息借入れ等により土地の貸し手が受けた経済的利益も権利金の額に加算して課税されることとなります。

この経済的利益は、借入金額から、その借入金額に借入期間に応じて、「通常の利率」の10分の5に相当する利率による複利現価率を乗じて計算した金額（借入金の現在価値額）を控除した金額となります。

この借入金の現在価値額を導き出すために定められた通常の利率が、今回の通達改正で、年4.5%から年3.5%に引き下げられたわけです。

